

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第1号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等により、法人事業税の税率及び自動車税の種別割の税率が引き下げられること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和元年10月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は令和3年4月1日、一部の規定は令和6年1月1日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例及び香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第2号）

- 1 令和元年10月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されること等に伴い、手数料について見直しを行い、改正を行うこととした。
- 2 令和元年10月1日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第3号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第4号）

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により、選挙長及び選挙分会長並びに選挙立会人の職務のために要する費用の基準額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。